

(イ) 振込手数料

振込手数料は、弁済費用として、原則として債務者の負担となる（民485条本文）。念のために「振込手数料は被告の負担とする。」等と記載することもある。

被告は、原告に対し、前項の金員を、平成〇年〇月〇日限り、原告名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。

※ 「和解条項に関する実証的研究〔補訂版〕」42頁

エ 口座振替〔自動振替〕での支払

和解で合意ができた金銭の支払方法について、債権者（金銭の支払を受ける者）から口座振替〔自動振替〕の方法で行いたい旨の申出がされることがある。この口座振替〔自動振替〕とは、金融機関が、預金者の依頼により、公共料金等を支払指定日に預金者の口座から自動的に引き落として、徴収者の口座に振り込み、支払を済ませる金融機関のサービスである。

この口座振替〔自動振替〕での支払をするためには、預金者である債務者（金銭の支払義務者）が、金融機関に対して、和解が成立した後に口座振替〔自動振替〕の依頼をしなければならない。それについては、以下のような条項により、債務者の金融機関への口座振替〔自動振替〕依頼義務と金銭支払の給付条項を定めたものと解することができるもいえる。

被告は、原告に対し、前項の金員を、以下のように分割して、被告名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座（口座番号：〇〇〇〇〇〇〇〇）からの口座振替の方法により支払う。

ただ、和解成立の時点では、いまだ金融機関への口座振替〔自動振替〕依頼がなされておらず、債務者がその依頼をしなければ、口座振

替〔自動振替〕による支払ができないことになってしまう。そのため、口座振替〔自動振替〕による支払は、債務者と債権者の合意により、和解成立後の手続をすることによって行うものであり、そのような合意ができているのであれば、そのような手続を和解成立後に行うことを確認し、和解条項上の支払方法としては、「原告方に持参又は送金して支払う」とする方法（前記ア（21頁）参照）もあると思われる。

6 作為・不作為義務の内容

(1) 作為義務

作為義務のうち、第三者が債務者に代わってその履行をなし得る代替的作為義務の場合、強制執行は、裁判所の授權決定を得て、債務者以外の者が代わってその義務を実現する方法〔代替執行〕で行うことができるので（民414条2項本文、民執171条1項）、その義務の内容は具体的かつ明確に特定されていなければならない。なお、平成15年法律第134号の改正法（平成16年4月1日施行）により、代替的作為義務について、間接強制の方法による強制執行も認められ、債権者は、代替執行及び間接強制のうちいずれかの執行方法を自由に選択できるようになった（民執173条1項）（園部「書式代替執行・間接強制・意思表示擬制〔第五版〕」3頁Ⅱ・Ⅲ・51頁Ⅰ・215頁第2節、「和解条項に関する実証的研究〔補訂版〕」21頁・22頁）。

代替不能の作為義務の強制執行は、間接強制の方法で行うことになる（民執172条1項）。

(2) 不作為義務

不作為義務に違反したときは、その結果が違反物として残っている場合には、当該不作為義務違反物を除去するなどの代替執行をすることができるので（民414条3項、民執171条1項）、やはり、義務違反物に当たるかどうかが明確に判断できるように、不作為義務の内容を具体的かつ明確に特定する必要がある。なお、この場合も、平成15年法律第134号の改正法（平成16年4月1日施行）で、間接強制の方法による強制執行が

(5) 営業的金銭消費貸借の複数の貸付の上限利率

「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(平18法115)によって、営業的金銭消費貸借(債権者が業として行う金銭を目的とする消費貸借)の場合に、同一当事者間の複数債務が存在するときは、その業者からの既存の貸付残高と新たな貸付元本額との合計額に応じて、新たな貸付の上限金利が定まることになる(制限5条)(大森ほか「Q&A新貸金業法の解説[改訂版]」13頁・115頁Q89、高橋「貸金業法等改正法の解説」(金法1796号)11頁)。

これにより、同一の債権者債務者間に、異なる時に複数の営業的金銭消費貸借がされる場合には、過去の営業的金銭消費貸借の残元本の額と新たにされる営業的金銭消費貸借の元本の合計額によって、適用される元本額区分を決し(制限5条1号)、同時に複数の営業的金銭消費貸借がされる場合には、その全ての元本の額の合計額によって、適用される元本額区分を決する(制限5条2号)ことになる(「消費者関係法執務資料(改訂版)」175頁2)。

この改正法の利息制限法5条の営業的金銭消費貸借における同一の債権者債務者間の重ねての借入れの場合の合計額に対応する利息制限法1条の利率適用の特則の規定については、継続的金銭消費貸借を想定したものではなく、それ以外の債権者債務者間の重ねての営業的金銭の借入れにおいて、新たな借入れについてのみ合計額に対応する利息制限法1条の金利を適用する規定であると解されている。そうすると、例えば、ある貸金業者が、同一の債務者に対し、当初7万円を貸し付けて、その後6万円を貸し付けた場合、当初の7万円については10万円未満の利息制限法1条の金利2割が適用されるが、その後の6万円については10万円以上の同条の金利1割8分が適用されることになる(大

森ほか「Q & A新貸金業法の解説〔改訂版〕」115頁Q89)。

この改正法の上記改正部分は、平成22年6月18日〔完全施行日〕に施行された(「消費者関係法執務資料(改訂版)」203頁1、高橋「貸金業法等改正法の解説」(金法1796号)13頁・14頁)。

上記元本額の特則については、特段の経過措置が設けられていないため、上記完全施行日後の貸付に対しては、上記完全施行日前に同一貸付業者からの借入れに係る債務の残元本の額と合算した上で、当該合計額の金額区分に係る利息制限法の制限利率が適用される(「消費者関係法執務資料(改訂版)」203頁2、大森ほか「Q & A新貸金業法の解説〔改訂版〕」116頁)。

(6) 継続的金銭消費貸借の上限利率

継続的金銭消費貸借の場合は、最高裁判例が出され(最判平22. 4. 20民集64巻3号921頁・判時2084号6頁)、従前の借入金残額と新たな借入金の合計額全体に対し、その合計額に対応する利息制限法1条の利率が適用され、新たな借入れによって、10万円以上となり、あるいは100万円以上となった場合、10万円未満、あるいは100万円未満だった従前の借入金部分についても、10万円以上の、あるいは100万円以上の利息制限法1条の利率が適用され、利息制限法5条は適用されないと解されている(「最高裁判所判例解説(民事)平成22年度(上)」337頁5)。そして、弁済により借入金合計額が利息制限法1条所定の区分における下限額を下回ったときでも、一度適用された多額の元本に対する利息制限法の制限利率が変更されることはないとされた。

また、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約に基づいて金銭の借入れと弁済が繰り返され、同契約に基づく債務の弁済がその借入金全体に対して行われる場合において、過払金が発生している時点で

か、当事者間にほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

7 訴訟費用は各自の負担とする。

3 双方の損害賠償債権の当事者が異なる場合の差額支払条項

交通事故の事故車両の運転者と所有者が同一であれば、双方の損害賠償債権は当事者が逆になるだけで、相殺契約をすることができるが、交通事故の事故車両の運転者と所有者が異なる場合、双方の損害賠償債権の当事者が異なることになるため、単純に相殺契約をすることはできないことになる。例えば、A車（運転者・所有者a）とB車（運転者b1・所有者b2）との交通事故の場合、A車の損害についての損害賠償債権はaのb1に対する債権となり、B車の損害についての損害賠償債権はb2のaに対する債権となり、単純に相殺契約をするということにはならない。

この場合でも、通常b1とb2は家族等何らかの関係があるのが普通であるから、そのような場合、当該三者間で双方車両の損害を相殺計算〔差引計算〕した額を支払う旨の合意ができれば、通常の相殺契約と同様に処理してよいと思われる。そのような場合、以下のような条項を作成することが考えられる。

- 1 i号事件被告b1は、i号事件原告aに対し、本件交通事故による損害賠償債務として、〇〇万〇〇〇〇円の支払義務のあることを認める。
- 2 i号事件原告aは、ii号事件原告b2に対し、△△万△△△△円の支払義務があることを認める。
- 3 i号事件原告aとi号事件被告b1及びii号事件原告b2は、第1項の債務と前項の債務を、対当額で相殺計算〔差引計算〕することに合意する。